



11月会議終了 陳情2件、幼稚園採択！コミュバス不採択

2021年最後の会議が終了しました。18歳以下10万円給付等補正予算は前回の本会議で賛成、可決。荒川区職員、区長、区議らの期末賞与を減額する条例など、区長提案議案は全て可決しました。荒川遊園の入場料を4倍にする条例は、日本共産党区議団が反対したものの、他の会派の賛成多数で可決しました。

議員全員が提出者となり、「固定資産税及び都市計画税の軽減措置継続に関する意見書」を都知事あて



に出すことを決めました。

陳情2件の結果は・・・

南千住第三幼稚園 3歳児学級編成を求める陳情は委員会では三者三様でしたが、本会議では2回決をとり採択されました(表)。入園申込みが7人以下でも学級編成してほしいという、区民の声が届きました！

南三幼採択結果	採択	趣旨採択	不採択
文教子育て支援委員会	2 共産、次世代	3 公明、無所属	2 自民
本会議1回目	10 共産、次世代、自由民主の会、元気	10 公明、立憲、維新	10 自民、創新
本会議2回目	16 共産、次世代、自由民主の会、元気、公明		

私は採択の立場で討論に立ちました。区立幼稚園の果たすべき役割からも「7名以下」で学級編成しないという行政側の一方的なルールを、機械的に適用しないことを要望しました。南千住地域に限らず、どの地域でも起こりかねない問題です。

本会議には保護者の皆さんなど20名が傍聴にかけつけました。早急に南千住第三幼稚園3歳児の学級編成をするべきです。

コミュニティバス「町屋さくら」存続を求める陳情は、委員会で不採択、本会議でも不採択となりました。非常に残念です。

日本共産党区議団は、自主運行であるため、京成バスが経営状況の悪化を理由に廃止を申し出ることは、普通の事とし上で、区が必要性等検討し政策目的をもって導入したことを指摘しました。23区でコミュニティバスを運行している18区のうち16区が赤字分の補填など補助事業として運行、維持しています。荒川区としても補助金を投入しての継続も排除すべきではないとして、採択を主張しました。



区政報告会を開きます 12月26日(日)14時～西尾久みどりひろば館

12月26日(日)14時から、西尾久みどりひろば館(西尾久四丁目6番4号)で区政報告会を開きます。ぜひご参加ください。コロナ対策・3密を避けるため、お手数ですが、事前にお申込ください。

コロナ感染状況をみながらの開催となりますので、万一、中止の場合は個別にご連絡いたします。

【お申込】電話 03-3894-6668/北村事務所

またはEメール carasamlouis@gmail.com

発行：日本共産党議員団 TEL：3802-4627 FAX：3806-9246

e-mail：arajcp@tcn-catv.ne.jp

<北村あや子事務所>

荒川区西尾久2-4-8 メゾン・ド・ポラリス1階

TEL&FAX：3894-6668



よみうりカルチャー町屋が今年度で閉鎖

町屋文化センター外観

区立町屋文化センターの「よみうりカルチャー町屋」を今年度で閉鎖すると、運営する(株)読売・日本テレビ文化センターが発表しました。「1989年から区営の施設で生涯学習の場を民間企業が運営する稀有な試みとしてスタート」した事業で、絵画・外国語・マナー・手芸・音楽など様々な講座を開催してきました。

町屋文化センターの運営を任されているACC(荒川区芸術文化振興財団)の今年度上半期事業報告によると、カルチャー講座の開催は2021年4月～6月

4月～6月	講座数	クラス数
2019年	144	165
2020年	83	91
2021年	119	136

119講座(136クラス)。コロナ前の2019年はのべ3,879名が参加、2020年の参加者は延べ2,901名でした。コロナの影響を大きく受けたようです。

コロナの影響を大きく受けたよみうりカルチャー講座数

ACCには読売から今年10月に閉鎖の旨申し出がありました。現在、ACCが、継続事業者を探していますが、見通しは立っていません。事業者が見つからなかった場合は、ACCが独自にカルチャー講座の運営に携わることも検討しているとのこと。



12月13日の評議員会では、「事業継続にはバランスシートが合わなければだめだ。区からの補助金を増やしてほしい」と議員へのご意見が出されました。

町屋文化センターは来年4月にはリニューアル工事が終わる予定です。今後も区民の皆さんが利用しやすい、広い分野でのカルチャー講座継続を求めています。ご意見をお寄せください。

個人情報保護条例 住民要望に応えるデジタル化を

今年5月に公布された、デジタル庁設置などの「デジタル社会形成整備法」「個人番号法」などの関連法は、内容が複雑かつ多岐に渡り、国民にわかりにくくなっています。国の法改正にともない、区の「個人情報保護条例」と「個人番号利用に関する条例」の一部改定

★特定個人情報とは…

個人情報	組み合わせで個人が特定できる情報 (例：氏名+住所+生年月日)
特定個人情報	マイナンバーを含んだ個人情報 (例：氏名+住所+マイナンバー)

が提案され、11月会議で審議・日本共産党は反対しましたが、他党派は賛成、可決されました。

企業間でマイナンバーなど情報提供可能に

「個人番号法」の改定は、「従業員が転職、出向、再就職する場合に、本人同意のもとにマイナンバー等の特定個人情報を、前勤務先が転職先に提供可能となる」というものです。政府は「本人が転職先にマイナンバーを提出する大変さを軽減するため」としていますが、実際にどのような情報がやり取りされるのか、不安もあります。

住民要望に応えるデジタル化を

マイナンバーは、法律で厳重な取り扱いが求められていますが、制限緩和もすすんでいます。マイナンバーカードを健康保険証や運転免許証と紐づけるなど、気軽に持ち歩くことを推進していることは、法律からみても大きな矛盾です。マイナンバーがなくても行政手

続きなどのデジタル化は可能です。窓口対応など対面サービスを充実させ、多様な住民要望に応えるためのデジタル化こそ、すすめるべきではないでしょうか。

LINEの個人情報が漏洩？

今年3月、LINEユーザーの個人情報が中国企業から閲覧フリーに。中国政府は「国家情報法」で国内の企業に個人情報の提供を強制でき、重大事態です。



クラウドサーバーはアマゾン系に

政府は、自前のサーバー等を設置・管理する方針を転換し、アマゾン・ウェブ・サービスを基盤に使用。米政府は、通称「クラウド法」により、自国の企業に対して所有データの提供を命令でき、拒否できません。グーグル、フェイスブックも日本の利用者の情報が海外に移転しています。

民間・政府機関を問わず、海外への個人データ移転を禁止するなど厳格化が必要です。



今年の法律相談は終了しました。次回は来年1月21日金曜日の予定です。お急ぎの場合はご連絡ください。生活相談はいつでもどうぞ。